

税制改正、富裕層に包囲網

2023年度の税制改正で、富裕層の節税策に包囲網が強まる。相続税では生前贈与が相続財産に加算される対象期間が長くなる。不動産の時価と相続税評価額の大きな差を利用した過度の節税も難しくなる。一方、生前贈与を全て相続税の対象にする相続時精算課税は使い勝手を改善する。相続節税を考え直さなくてはならない人が少なくなさそうだ。

「節税対策を練り直す必要がありそうだ」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）。相続税を専門にする税理士は一様にこう受け止める。

2023年度の税制改正大綱では、中流層の資産形成を支援するため少額投資非課税制度（NISA）の抜本改正が打ち出された。一方で、富裕層には厳しい内容だ。

資産承継では、過度の相続税の節税をけん制するため贈与税が改正される。まず、亡くなる前の生前贈与を相続税の対象財産に加算する制度が厳しくなる。これまで「相続開始（死亡）前3年以内」だったが、「同7年以内」に延長する。

相続税は総じて財産が多くなるほど税率（10～55%）が高くなる。「生前に長期間かけて多くの家族に贈与して相続財産を減らし、相続税を大幅に減らそうとする人が多い」（清田氏）。

生前に財産を渡すと、贈与された人に贈与税がかかる。ただ贈与額が年110万円の基礎控除内なら贈与税はかかる。この「暦年課税」を利用し、財産を子や孫に毎年、贈与税の非課税枠の範囲で少しずつ生前贈与すれば、相続税を節税できる。そこで過度な節税や亡くなる直前の駆け込み節税を抑えるため、現行制度では相続開始前3年間の贈与財産を相続税の対象に加算する。この期間が7年に延びる。

26年の相続開始分は加算対象期間が3年間だが、27年の相続開始分から段階的に延ばし、31年の相続開始分から7年に

なる。亡くなる4～7年前の贈与は合計額から100万円を差し引いて相続財産に加える。改正がない前提でこれまでに贈与された財産に課税されることはない。

ただ、影響を受けるのは遠い将来の贈与ではない。例えば23年から生前贈与で相続税の節税対策を始める人が、31年1月1日に亡くなるとどうなるか。

現行制度では亡くなった日から3年遡った28年1月からの贈

与が相続財産に加算される。これに対して新制度では24年1月以降の贈与が加算対象となる。

つまり改正の影響は早くも24年から始める。このため富裕層の間では衝撃が広がっている。「早めに対策を始め、できるだけ長生きするしかないのではないか」（ある地主の富裕層）という声も聞かれる。

こうした課税強化は21年度の税制改正から検討されていた。ただ新型コロナ対策のほか21年の総選挙もあり、本格的な検討が先送りされていた。

贈与では他にも見逃せない改正がある。まず相続時精算課税の改正だ。相続時精算課税は、暦年課税とは別の贈与税の課税方法だ。60歳以上の親や祖父母が成人した子や孫に贈与する際に使える。

何年かけて贈与しても、贈与の回数にかかわらず合計2500万円までなら課税されず、超える分の贈与税の税率は一律20%と暦年課税の最高税率（55%）よりも大幅に低い。贈与財産の種類にも制限はない。

相続時精算課税か暦年課税かは贈与の際に選択する。ただ、いったん相続時精算課税を選ぶと、その後は同じ人からの贈与はもう暦年課税にできない。贈与の金額が数万円など少額でも必ず申告が必要だ。贈与した親や祖父母が亡くなった際は、相続税を計算する際の財産に、相続時精算課税で贈与した財産が加算される。こうした制限が敬遠され、利用者は毎年約4万人と、暦年課税の約48万人に遠く及ばない。

24年から相続時精算課税の使い勝手が改善される。年間110万円以下の贈与なら、相続時精算課税でも申告不要となり、相続財産にも加算されない。暦年贈与の基礎控除とは別だが「相続時精算課税のもともとの2500万円とは別の非課税枠を年110万円持つのと同じ」（税理士の藤曲武美氏）になる。

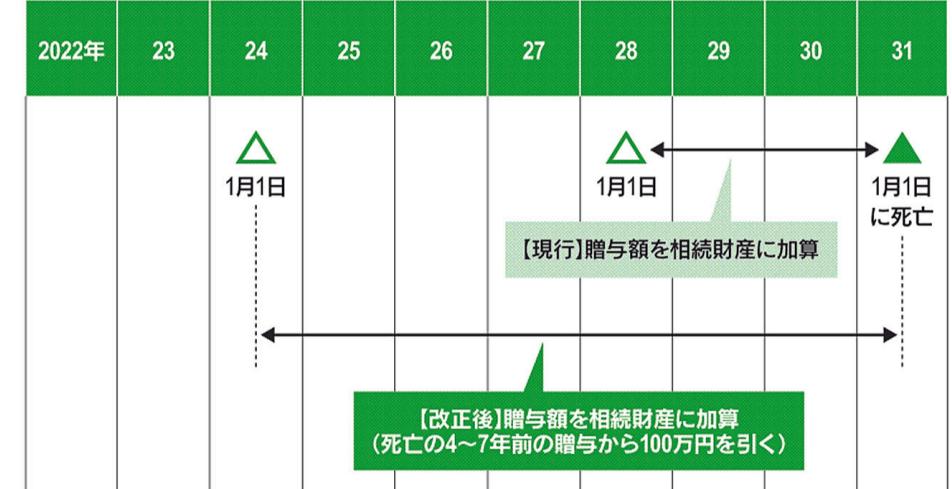
教育資金の一括贈与の非課税制度は26年3月末まで延長される。父母や祖父母が30歳未満の

相続財産に贈与分加算、期間延長

2023年度税制改正の主なポイント

項目	主な内容
相続税・贈与税	相続財産に加算する生前贈与を相続開始前3年間から同7年間に
	相続時精算課税は年110万円まで申告不要に
	教育資金の一括贈与の非課税を26年3月末まで延長
	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税を25年3月末まで延長
	マンションなど不動産の相続税評価の在り方を23年にも見直す
	NISA（少額投資非課税制度）の非課税期間を無期限に。生涯投資枠は1800万円
所得税	上場株を売却し新興企業（スタートアップ）に再投資した場合、20億円までの売却益を非課税に
	年間所得金額30億円超の人の税負担を引き上げ
	災害による損失を差し引く「雑損控除」の繰り越し期間を5年に延長
	相続空き家の譲渡所得から3000万円を控除する特例を27年12月末まで延長、要件緩和
不動産税制	土地所有権の移転登記の登録免許税軽減を26年3月末まで延長
	大規模修繕をしたマンションの固定資産税の減額特例を創設

生前贈与の加算対象期間の延長



子や孫の教育費に使うために子や孫1人につき1500万円まで非課税で贈与できる制度だ。23年3月末で廃止されるとの見方があったが、与党内で「若い層に資産移転を促す上で必要」との声が強く、存続が決まった。ただ、この制度も富裕層の過度の節税につながるとして批判が強い。そこで親や祖父母が亡くなった時点で使い残しがあり、相続財産が5億円を超える場合は、贈与された人の年齢にかかわらず使い残した額を相続税の対象に加算することにした。現在は贈与された人が23歳未満なら使い残しがあっても相続時に加算されないが、富裕層はその特典をなくす。子や孫に1人1000万円まで結婚・子育て資金として非課税で贈与できる制度も25年3月末まで延長するが、将来は「廃止を含め検討する」とされた。